

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年 2月28日
 改正 平成14年 3月29日
 平成15年11月27日
 平成17年 7月15日
 平成18年11月 1日
 平成19年 4月 1日
 平成19年10月 1日
 平成21年 4月 1日
 平成22年 4月 1日
 平成23年 4月 1日
 平成24年 4月 1日
 平成25年 4月 1日
 平成26年 4月 1日
 平成27年 4月 1日
 平成28年 4月 1日
 平成28年 7月 1日
 平成29年 4月 1日
 平成29年10月 1日
 平成30年 1月25日
 令和 2年 4月 1日
 令和 3年 3月23日

（目次）

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

- 第 1 目的
 (略)

対 照 表

改 正 後

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年2月28日
改正	平成14年3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年7月15日
	平成18年11月1日
	平成19年4月1日
	平成19年10月1日
	平成21年4月1日
	平成22年4月1日
	平成23年4月1日
	平成24年4月1日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	平成27年4月1日
	平成28年4月1日
	平成28年7月1日
	平成29年4月1日
	平成29年10月1日
	平成30年1月25日
	令和2年4月1日
	令和3年3月23日
	令和3年4月1日

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

第1 目的

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第2 用語の定義

1～17 (略)

18 優良確認 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条の規定に基づき、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとしての基準に適合することについて知事の確認を受けること。

19～21 (略)

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-1 許可申請書等

(略)

第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず又はがれき類に限る。）又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、水銀含有産業廃棄物については、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること。

ウ～オ (略)

カ 申請者が繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

キ～コ (略)

第3-1-3 添付書類の内容及び留意事項

① (略)

② (略)

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア)～(ウ) (略)

(エ)a, b (略)

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品目又は「汚水」の記載がなされていること。

（なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認の上、汚水と同等であると判断された場合は廃棄物リサイクル課と審査の段階ですること。）

対 照 表

改 正 後

第 2 用語の定義

1～17 (略)

18～20 (略)

第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第 3-1 収集運搬業の許可申請

第 3-1-1 許可申請書等

(略)

第 3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず又はがれき類に限る。)又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、水銀含有産業廃棄物については、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること(電池又はランプ類を取り扱う場合を除く。)

ウ～オ (略)

カ 申請者が繰上げ更新(従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。)を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

また、標準事務処理期間(40日)を考慮し、希望する始期の3か月前から40日前までの提出を原則とすること。

キ～ク (略)

第 3-1-3 添付書類の内容及び留意事項

① (略)

② (略)

③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア)～(ウ) (略)

(エ)a, b (略)

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品目又は「汚水」の記載がなされていること。

(なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認の上、汚水と同等であると判断された場合は廃棄物リサイクル課と審査の段階で協議すること。)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

イ (略)

④～⑧ (略)

- ⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合）

住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書等は、受付日から起算して 3 か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること。（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。

なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）

⑩～⑭ (略)

- ⑮ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第 23 号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成 23 年 3 月（改訂平成 27 年 3 月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）の 78 ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

おつて、税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類としての証明書の写しは、必ず本証と照合すること。

⑯ (略)

対 照 表

改 正 後

イ (略)

④～⑧ (略)

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類（以下「登記されていないことの証明書等」という。）（申請者が個人である場合）

住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書等は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること。（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。

なお、日本人で海外在住を理由に住民票の写しが提出できない場合は、住民票の写しに代えて、戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）の付いた戸籍抄本（戸籍謄本も可）、在外公館で発行される在留証明書（本籍地（番地まで）の記載のあるもの）等を提出させること。（以下、住民票の写しについて同じ。）

おって、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認するが、次の場合は同一と判断して差し支えないこと。（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）

- ・ 住民票に記載されている氏名と登記されていないことの証明書に記載されている氏名の文字が、正字と俗字又は旧字体の関係で異なっている場合。
- ・ 住民票の住所又は本籍が例の左欄のとおり記載されており、登記されていないことの証明書の住所又は本籍が例の右欄のとおり記載されている場合。

例

住民票の住所又は本籍の記載	証明書の住所又は本籍の記載
〇〇町1丁目1番地の1	〇〇町1-1-1
〇〇町二丁目2番地	〇〇町2丁目2番地
〇〇町字□□3番地	〇〇町3番地
〇〇町4番地◇◇マンションⅡ号棟404号室	〇〇町4-2-404

⑩～⑭ (略)

⑮ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

おって、税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類としての証明書の写しは、必ず本証と照合すること。

また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。

⑯ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

⑰ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ及び政令第2条第13号廃棄物については、当該廃棄物に係る試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

イ 試験検査成績書は、原則として、受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものであること。

ウ 検査は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事務所で行うよう指導すること。なお、引火点の測定については、計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うことが望ましいが、特に検査機関を定めないこととする。

エ 試験検査成績書の写しは、必要となる産業廃棄物の種類それぞれにつき、1部ずつ添付させれば足りるものであること。

⑱～⑳（略）

第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定（優良確認を含む。）を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、省令第9条の2第3項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1度目の更新許可を行っていれば、それ以降は、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第3-1-(5) 更新許可申請書の審査

（略）

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

平成29年9月26日付け環廃第290号廃棄物リサイクル課長通知（以下「290号通知」という。）による水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更は、他の変更と同一の届出書とせずそれぞれの変更の届出書を作成させること。

（略）

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

（略）

第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

⑧, ⑨ （略）

⑳ 許可証の写し （略）

イ 氏名又は名称の変更

⑧, ⑨ （略）

⑳ 許可証の写し

対 照 表

改 正 後

⑰～⑲（略）

第 3-1-(4) 政令第 6 条の 9 第 2 号又は第 6 条の 13 第 2 号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成 23 年 3 月（改訂令和 2 年 10 月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、省令第 9 条の 2 第 6 項（第 10 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙 2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1 度目の更新許可を行っていれば、それ以降は、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第 3-1-(5) 更新許可申請書の審査

（略）

第 3-2 収集運搬業の届出

第 3-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

（略）

第 3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

（略）

第 3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

⑧, ⑨ （略）

⑲ 許可証の写し （略）

イ 氏名又は名称の変更

⑧, ⑨ （略）

⑲ 許可証の写し

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前
<p>ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更 (ア)～(イ) (略) (ウ) 法人の代表者の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。 ㊟ 許可証の写し (エ) (略) エ～オ (略)</p> <p>カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出 ① (略) ⑱ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証・認定証の写し (略)</p> <p>第3-2-(4) 廃止届の添付書類 ア 収集運搬業の一部廃止の場合 ㊟ 許可証の写し (略) イ (略)</p> <p>第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納 (略)</p> <p>第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書 (略)</p> <p>第4 収集運搬業における積替え保管 (略)</p> <p>第5 処分業の許可申請又は届出等 第5-1 処分業の許可申請 第5-1-(1) 許可申請書等 (略)</p> <p>第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項 ア (略) イ (略) 取り扱う産業廃棄物の種類については、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること。 ウ～オ (略) カ 申請者が繰上げ更新を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。</p> <p>キ～サ (略)</p>

対 照 表

改正後
ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更 (ア)～(イ) (略) (ウ) 法人の代表者の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。 ⑱ 許可証の写し (エ) (略) エ～オ (略)
カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出 ① (略) ⑰ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証・認定証の写し (略)
第3-2-(4) 廃止届の添付書類 ア 収集運搬業の一部廃止の場合 ⑱ 許可証の写し (略) イ (略)
第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納 (略)
第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書 (略)
第4 収集運搬業における積替え保管 (略)
第5 処分業の許可申請又は届出等 第5-1 処分業の許可申請 第5-1-(1) 許可申請書等 (略)
第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項 ア (略) イ (略) 取り扱う産業廃棄物の種類については、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること(電池又はランプ類を取り扱う場合を除く。) ウ～オ (略)
カ 申請者が繰上げ更新を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。 また、標準事務処理期間(50日)を考慮し、希望する始期の3か月前から50日前までの提出を原則とすること。 キ～サ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① (略)

② ア～カ (略)

キ 法第15条施設にあつては、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けたものと変更がない場合には、産業廃棄物処理施設許可証及び使用前検査確認通知書の写しを添付することにより、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計画書を省略することができるものであること。

なお、使用前検査確認通知書の写しに代えて、定期検査結果通知書の写しでも可とする。

また、当該施設を継承（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）した場合には、当該継承に係る許可証、認可証又は県の受付印が押印された相続届出書の写しを添付するものとする。

③～⑱ (略)

⑲ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）の78ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

おつて、税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類としての証明書の写しは、必ず本証と照合すること。

⑳ (略)

㉑ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ及び政令第2条第13号に規定する廃棄物については、当該廃棄物に係る試験成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

イ 試験検査成績書は、原則として、受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものであること。

ウ 検査は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事務所で行うよう指導すること。なお、引火点の測定については、計量法の登録を受けた環境計量証明事務所で行うことが望ましいが、特に検査機関を定めないこととする。

エ 試験成績書の写しは、必要となる産業廃棄物の種類それぞれにつき、1部ずつ添付させれば足りるものであること。

㉒～㉓ (略)

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定（優良確認を含む。）を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、省令第10条の4第3項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1度目の更新許可を行っていれば、それ以降は任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査

(略)

対 照 表

改 正 後

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① (略)

② ア～カ (略)

キ 法第15条施設にあっては、産業廃棄物処理施設許可証等及び使用前検査確認通知書の写しを添付すること。なお、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可を受けたものと変更がない場合には、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計画書を省略することができるものであること。

おって、使用前検査確認通知書の写しに代えて、定期検査結果通知書の写しでも可とする。

また、当該施設を継承(譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続)した場合には、当該継承に係る許可証、認可証又は県の受付印が押印された相続届出書の写しを添付するものとする。

③～⑱ (略)

⑲ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする者にあつては、省令第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていない旨を様式第23号により誓約させること。

なお、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」(平成23年3月(令和2年10月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)の55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類を提出させること。

おって、税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類としての証明書の写しは、必ず本証と照合すること。

また、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りることとする。

⑳ (略)

㉑～㉒ (略)

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月(改訂令和2年10月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に基づき、省令第10条の4第5項(第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、1度目の更新許可を行っていれば、それ以降は任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請(繰上げ更新許可申請)をすることができる。

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。この場合において、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

290号通知による水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更は、他の変更と同一の届出書とせずそれぞれの変更の届出書を作成させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本1部を返却し、変更届の内容が許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本1部を返却するものとする。

(略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

(略)

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

⑩, ⑪ (略)

⑲ 許可証の写し (略)

イ 氏名又は名称の変更

⑩, ⑪ (略)

⑲ 許可証の写し

ウ 法定代理人、役員、出資者又は使用人の変更

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 法人の代表者の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑲ 許可証の写し

(エ) (略)

エ～カ (略)

第5-2-(4) 廃止届の添付書類

ア 処分業の一部廃止の場合

⑲ 許可証の写し (略)

イ (略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

(略)

第6 担当健康福祉センター

(略)

第7 許可証の交付

第7-1 統一許可番号(11桁)の交付手続き

第7-1-(1) 許可番号リスト

(略)

対 照 表

改 正 後

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。この場合において、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本1部を返却し、変更届の内容が許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本1部を返却するものとする。

(略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

(略)

第5-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、同じ丸番号の許可申請の添付書類の項目のうち、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

⑩, ⑪ (略)

⑫ 許可証の写し (略)

イ 氏名又は名称の変更

⑩, ⑪ (略)

⑫ 許可証の写し

ウ 法定代理人、役員、出資者又は使用人の変更

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 法人の代表者の変更にあつては、以下の書類を併せて提出させること。

⑫ 許可証の写し

(エ) (略)

エ～カ (略)

第5-2-(4) 廃止届の添付書類

ア 処分業の一部廃止の場合

⑫ 許可証の写し (略)

イ (略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

(略)

第6 担当健康福祉センター

(略)

第7 許可証の交付

第7-1 統一許可番号(11桁)の交付手続き

第7-1-(1) 許可番号リスト

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前
<p>第7-1-(2) 許可番号リスト記載上の留意事項</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 所在地又は住所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 申請者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、申請者が個人の場合は住民票の写しにより確認のうえ、記載すること（丁目、番地等は簡略化しないこと）。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>第7-2 許可日の取扱い (略)</p> <p>第7-3 許可証の記載</p> <p>第7-3-(1) 収集運搬業の許可証</p> <p>ア 事業の範囲</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。 特に第3-1-(3)⑱に係る書類が添付されない場合は注意すること。 (略)</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 許可の更新又は変更の状況</p> <p>更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。</p> <p>新規許可の場合は、1行目に許可日及び「新規許可」を記入することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、当該更新許可を行った日以前の変更許可、変更届又は廃止届による書換えの履歴は省略することとする。</p> <p>例1： 新規許可の場合 平成11年12月1日 新規許可</p> <p>例2： 変更許可の場合 平成9年10月9日 新規許可 平成11年12月1日 変更許可</p> <p>例3： 更新許可の場合 平成6年12月1日 新規許可 平成11年12月1日 更新許可</p> <p>例4： 変更届による書換えの場合 平成6年10月9日 新規許可 平成8年4月1日 住所変更 平成9年11月1日 変更許可 平成10年6月29日 代表者変更 平成11年1月14日 品目の一部廃止 平成11年3月1日 許可証の再交付</p> <p>例5： 変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合 例4の場合で、平成11年10月9日に更新許可を行うと、 平成6年10月9日 新規許可 平成11年10月9日 更新許可</p> <p>例6： 更新許可申請について、従前の許可の有効期間の満了後に更新許可を行った場合 (法第14条第3項が適用される場合) 例3の場合で、平成11年12月15日に更新許可を行うと、 平成6年12月1日 新規許可 平成11年12月15日 更新許可 (なお、同条第4項に規定する従前の許可の有効期限の満了の日の翌日は、平成11年12月1日となる。)</p>

対 照 表

改 正 後																														
<p>第7-1-(2) 許可番号リスト記載上の留意事項</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 所在地又は住所</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 申請者が法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、申請者が個人の場合は住民票の写しにより確認のうえ、記載すること(番地は全角数字でハイフンを使用すること)。</p> <p>オ～キ (略)</p>																														
<p>第7-2 許可日の取扱い</p> <p>(略)</p>																														
<p>第7-3 許可証の記載</p> <p>第7-3-(1) 収集運搬業の許可証</p> <p>ア 事業の範囲</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。</p> <p>特に第3-1-(3)㉞に係る書類が添付されない場合は注意すること。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 許可の更新又は変更の状況</p> <p>更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。</p> <p>新規許可の場合は、1行目に許可日及び「新規許可」を記入することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、当該更新許可を行った日以前の変更許可、変更届又は廃止届による書換えの履歴は省略することとする。</p> <p>例1：新規許可の場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成11年12月1日</td> <td>新規許可</td> </tr> </table> <p>例2：変更許可の場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成9年10月9日</td> <td>新規許可</td> </tr> <tr> <td>平成11年12月1日</td> <td>変更許可</td> </tr> </table> <p>例3：更新許可の場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成6年12月1日</td> <td>新規許可</td> </tr> <tr> <td>平成11年12月1日</td> <td>更新許可</td> </tr> </table> <p>例4：変更届による書換えの場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成6年10月9日</td> <td>新規許可</td> </tr> <tr> <td>平成8年4月1日</td> <td>住所変更</td> </tr> <tr> <td>平成9年11月1日</td> <td>変更許可</td> </tr> <tr> <td>平成10年6月29日</td> <td>名称変更、代表者変更</td> </tr> <tr> <td>平成11年1月14日</td> <td>品目の一部廃止</td> </tr> <tr> <td>平成11年3月1日</td> <td>許可証の再交付</td> </tr> </table> <p>例5：変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合</p> <p>例4の場合で、平成11年10月9日に更新許可を行うと、</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成6年10月9日</td> <td>新規許可</td> </tr> <tr> <td>平成11年10月9日</td> <td>更新許可</td> </tr> </table> <p>例6：更新許可申請について、従前の許可の有効期間の満了後に更新許可を行った場合(法第14条第3項が適用される場合)</p> <p>例3の場合で、平成11年12月15日に更新許可を行うと、</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成6年12月1日</td> <td>新規許可</td> </tr> <tr> <td>平成11年12月15日</td> <td>更新許可</td> </tr> </table> <p>(なお、同条第4項に規定する従前の許可の有効期限の満了の日の翌日は、平成11年12月1日となる。)</p>	平成11年12月1日	新規許可	平成9年10月9日	新規許可	平成11年12月1日	変更許可	平成6年12月1日	新規許可	平成11年12月1日	更新許可	平成6年10月9日	新規許可	平成8年4月1日	住所変更	平成9年11月1日	変更許可	平成10年6月29日	名称変更、代表者変更	平成11年1月14日	品目の一部廃止	平成11年3月1日	許可証の再交付	平成6年10月9日	新規許可	平成11年10月9日	更新許可	平成6年12月1日	新規許可	平成11年12月15日	更新許可
平成11年12月1日	新規許可																													
平成9年10月9日	新規許可																													
平成11年12月1日	変更許可																													
平成6年12月1日	新規許可																													
平成11年12月1日	更新許可																													
平成6年10月9日	新規許可																													
平成8年4月1日	住所変更																													
平成9年11月1日	変更許可																													
平成10年6月29日	名称変更、代表者変更																													
平成11年1月14日	品目の一部廃止																													
平成11年3月1日	許可証の再交付																													
平成6年10月9日	新規許可																													
平成11年10月9日	更新許可																													
平成6年12月1日	新規許可																													
平成11年12月15日	更新許可																													

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

変更事項に係る日付の例は次のとおりである。

住所変更 … 登記事項証明書中の変更（移転）の日（登記の日ではない。）
住民票の転入又は転居の日（届出の日ではない。）

組織変更 … 登記事項証明書中の変更の日（登記の日ではない。）

代表者変更 … 登記事項証明書中の就任の日（登記の日ではない。）

変更届による書換えにおいて、代表者変更、住所変更等2以上の項目で変更があった場合には、変更のあった事項ごとに履歴を記載すること。なお、法令の該当規定における規定の順に記載すること。

オ～カ （略）

第7-3-(2) 処分業の許可証
（略）

第7-4 許可証交付時の留意事項
（略）

第7-5 標準処理期間
（略）

第7-6 収集運搬業許可証交付後の事務処理
（略）

第8 申請者等の適格性の照会事務
（略）

対 照 表

改 正 後

例7：更新許可申請について、従前の許可の有効期間の満了前に更新許可を行った場合
例3の場合で、平成11年11月25日に更新許可を行うと、

平成6年12月1日 新規許可

平成11年11月25日 更新許可

(なお、更新後の許可の年月日は、従前の有効年月日の翌日とする。)

変更事項に係る日付の例は次のとおりである。

住所変更 … 登記事項証明書中の変更（移転）の日（登記の日ではない。）
住民票の転入又は転居の日（届出の日ではない。）

組織変更 … 登記事項証明書中の変更の日（登記の日ではない。）

代表者変更 … 登記事項証明書中の就任の日（登記の日ではない。）

変更届による書換えにおいて、代表者変更、住所変更等2以上の項目で変更があった場合には、変更のあった事項ごとに履歴を記載すること。ただし、2以上の項目の変更が同一日に行われた場合には、一行にまとめて記載しても差し支えない。なお、法令の該当規定における規定の順に記載すること。

オ～カ (略)

第7-3-(2) 処分業の許可証

(略)

第7-4 許可証交付時の留意事項

(略)

第7-5 標準処理期間

(略)

第7-6 収集運搬業許可証交付後の事務処理

(略)

第8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙1

分析項目一覧

廃棄物の種類 分析項目	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい	廃酸 廃アルカリ	廃油
水素イオン濃度指数	○				○	
アルキル水銀化合物	△*1		△*1	△*1	△*1	
水銀又はその化合物	○		○	○	△*2	
PCB	△*2				△*2	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	△*2	
鉛又はその化合物	○	○	○	○	△*2	
有機燐化合物	△*2				△*2	
六価クロム化合物	○	○	○	○	△*2	
砒素又はその化合物	○	○	○	○	△*2	
シアン化合物	○				△*2	
トリクロロエチレン	△*2				△*2	
テトラクロロエチレン	△*2				△*2	
ジクロロメタン	△*2				△*2	
四塩化炭素	△*2				△*2	
1,2-ジクロロエタン	△*2				△*2	
1,1-ジクロロエチレン	△*2				△*2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	△*2				△*2	
1,1,1-トリクロロエタン	△*2				△*2	
1,1,2-トリクロロエタン	△*2				△*2	
1,3-ジクロロプロペン	△*2				△*2	
チウラム	△*2				△*2	
シマジン	△*2				△*2	
チオベンカルブ	△*2				△*2	
ベンゼン	△*2				△*2	
セレン又はその化合物	△*2	△*2	△*2	○	△*2	
1,4-ジオキサン	△*2		△*2		△*2	
ダイオキシン類	△*3	△*4	△*4		△*3	
含水率	○					
熱しゃく減量		○				
油分	○					
引火点						○

- 1 産業廃棄物の試験検査は、排出事業者が年1回以上行うものである。
- 2 ○印、△印は、実施すべき分析項目を示す。
- 3 ○印については、必ず実施すべき分析項目を示す。
- 4 △印については、次により省略することができる。
 - (*1) 総水銀が検出されなければ省略することができる。
 - (*2) 政令で定める事業所（いわゆる特定排出事業所）に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有するおそれがないものについては、省略することができる。
 - (*3) 廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設をいう。*4について同じ。）において産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）又は廃酸・廃アルカリに該当しない場合にあつては、省略することができる。
 - (*4) 廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻に該当しない場合にあつては、省略することができる。
- 5 政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱うこと。
- 6 過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごと分析すること。
- 7 前項の規定にかかわらず、次の汚泥等の分析は省略することができる。
 - (ア) 食料品製造業から排出される汚泥及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号に規定する自動式車両洗浄施設から発生する洗車汚泥については、含水率及び油分以外は省略することができる。
 - (イ) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については、含水率以外は省略することができる。
 - (ウ) クリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油については、全項目省略することができる。
 - (エ) 鋳物廃砂については、全項目省略することができる。
- 8 製造過程等発生フローからみて含有するおそれのないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化していない廃棄物（バッテリー、試薬等）については、廃棄物リサイクル課及び関係健康福祉センターと協議の上、省略することができる。

対 照 表

改正後
別紙1 削除

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-1

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	許可区分			産業廃棄物 収集運搬業			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	(略)										
②	(略)										
③	(略)										
④	(略)										
⑤	(略)										
⑥	(略)										
⑦	(略)										
⑧	(略)										
⑨	(略)										
⑩	(略)										
⑪	(略)										
⑫	(略)										
⑬	(略)										
⑭	(略)										
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	/	○	/				<ul style="list-style-type: none"> 様式第23号 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」78ページ以降に掲げる各種の書類 税・保険料納付証明書の写しは申請時に原本確認
⑯	(略)										
⑰	試験検査成績書の写し	○	○	△	○	○	△				※検査項目は、別紙1「分析項目一覧」による。 ※受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものに限る。
⑱	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	◎	◎	○				※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑲	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	○	○	○				※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑳	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎				

(略)

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙2-1

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	許可区分 項 目	産業廃棄物 収集運搬業			特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	(略)							
②	(略)							
③	(略)							
④	(略)							
⑤	(略)							
⑥	(略)							
⑦	(略)							
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑫	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	/	○	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第23号 ・ 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」55ページ以降に掲げる各種の書類 ・ 税・保険料納付証明書の写しは申請時に原本確認
⑯	(略)							
⑰	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	○	○	○	○	○	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑱	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑲	許可証の写し	/	○	○	/	○	○	

(略)

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-2

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	産業廃棄物処分業			特別管理 産業廃棄物処分業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	(略)							
②	事業の用に供する施設							
	共通 平面図、立面図、断面図、構造図	◎	◎	△	◎	◎	△	※法第15条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しで代用可。（施設設置の内容と変更がない場合のみ）
	設計計算書	◎	◎	△	◎	◎	△	
(略)								
③	(略)							
④	(略)							
⑤	(略)							
⑥	(略)							
⑦	(略)							
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑫	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑮	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							
⑱	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	/	○	/	<ul style="list-style-type: none"> 様式第23号 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」78ページ以降に掲げる各種の書類 税・保険料納付証明書の写しは申請時に原本確認
⑲	(略)							
⑳	試験検査成績書の写し	○	○	△	○	○	△	※検査項目は、別紙1「分析項目一覧」による。 ※受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものに限る。
㉑	他法令等の許認可証等の写し	○	○	△	○	○	△	
㉒	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>								

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2-2

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産業廃棄物 処 分 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	新 規	更 新	変 更	
①	(略)							
②	事業の用に供する施設							※法第15条施設は、施設設置許可証等及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しを添付。内容に変更がない場合は、当該施設設置許可証等で代用可。
	共通 平面図、立面図、断面図、構造図	◎	◎	△	◎	◎	△	
	設計計算書	◎	◎	△	◎	◎	△	
	(略)							
③	(略)							
④	(略)							
⑤	(略)							
⑥	(略)							
⑦	(略)							
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑫	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑮	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							
⑱	(略)							
⑲	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	/	○	/	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」55ページ以降に掲げる各種の書類 ・税・保険料納付証明書の写しは申請時に原本確認
⑳	(略)							
㉑	他法令等の許認可証等の写し	○	○	△	○	○	△	
㉒	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎	

(略)

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-3

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業変更（廃止）届 添付書類チェックリスト

No.	変更届区分 項目	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	備 考
		住所変更 (本社)	名称変更 氏名・	役員等変更	所在地変更 事業場等	車両変更 施設・	一部廃止	全部廃止	
	(略)								
①	(略)								
②	(略)								
③	(略)								
⑧	(略)								
⑨	(略)								
⑩	(略)								
⑪	(略)								
⑫	(略)								
⑬	(略)								
⑭	(略)								
⑯	(略)								
⑳	許可証の写し	◎	◎	○※5	○	○※6	◎	◎※7	(略)

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2-3

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更(廃止)届 添付書類チェックリスト

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設・ 車両変更	ア 一部廃止	イ 全部廃止	備 考
	(略)								
①	(略)								
②	(略)								
③	(略)								
④	(略)								
⑤	(略)								
⑥	(略)								
⑦	(略)								
⑧	(略)								
⑨	(略)								
⑩	(略)								
⑪	(略)								
⑫	(略)								
⑬	(略)								
⑭	(略)								
⑮	(略)								
⑯	許可証の写し	◎	◎	○ ※5	○	○ ※6	◎	◎ ※7	(略)

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-4

（特別管理）産業廃棄物処分業変更（廃止）届 添付書類チェックリスト

No.	項目	変更届区分		ア 住所変更 (本社)	イ 名称変更 氏名・	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設変更	ア 一部廃止	イ 全部廃止	備 考	
	(略)											
①	(略)											
②	共通	事業の用に供する施設										
		平面図、立面図、断面図、構造図						○	○			※法第15条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しで代用可。（施設設置の内容と変更がない場合のみ）
		設計計算書						○	○			
(略)												
③	(略)											
⑩	(略)											
⑪	(略)											
⑬	(略)											
⑭	(略)											
⑮	(略)											
⑯	(略)											
⑳	(略)											
㉓	許可証の写し	◎	◎	○ ※4	○	○	○	○	◎	◎ ※5	(略)	

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2-4

(特別管理) 産業廃棄物処分業変更(廃止)届 添付書類チェックリスト

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等 変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設変更	ア 一部廃止	イ 全部廃止	備 考
	(略)								
①	(略)								
②	事業の用に供する施設								※法第15条施設は、施設設置許可証等及び施設使用前検査確認通知書(定期検査結果通知書)の写しを添付。内容に変更がない場合は当該許可証等で代用可。
	共通 平面図、立面図、断面図、構造図				○	○			
	設計計算書				○	○			
	(略)								
③	(略)								
⑩	(略)								
⑪	(略)								
⑬	(略)								
⑭	(略)								
⑮	(略)								
⑯	(略)								
⑳	(略)								
㉒	許可証の写し	◎	◎	○ ※4	○	○	◎	◎ ※5	(略)

(略)

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍(外国人にあっては、国籍等)が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書(様式第18号)を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	
①	(略)				
②	(略)				
③	(略)				
④	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	・様式第23号 ・「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」 77ページ以降に掲げる各種の書類
⑯	(略)				
⑰	試験成績書の写し	○	○	△	※検査項目は、別紙1「分析項目一覧」による。 ※受付日から起算して1年前の日以降に交付されたものに限る。
⑱	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑲	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑳	許可証の写し	/	◎	◎	
(略)					

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。

対 照 表

改 正 後

別紙 2-5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	
①	(略)				
②	(略)				
③	(略)				
④	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	・ 様式第 23 号 ・ 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」 55 ページ以降に掲げる各種の書類
⑯	(略)				
⑰	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑱	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑲	許可証の写し	/	◎	◎	
(略)					

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第 18 号）を提出すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

業者名 _____

項 目	チェック	備 考
1 遵法性 (略)		
2 事業の透明性 ①新たに認定を希望する場合は下記の事項を全て満たした上で、更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表していること。 ②既に認定を受けている業者が再度優良認定の更新を行う場合は前回の許可日以降において、下記の事項を所定の頻度で更新していることがわかる書類を提出すること。		
(1)～(13) (略)	<input type="checkbox"/>	
3 環境配慮の取組 (略)		
4 電子マニフェスト (略)		
5 財務体質の健全性		
(1)～(9) (略)	<input type="checkbox"/>	
(10) 貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。	<input type="checkbox"/>	
(11) 損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えているか。	<input type="checkbox"/>	
(12) 静岡県内に申請者が設置している特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

業者名 _____

項 目	チェック	備 考
1 遵法性 (略)		
2 事業の透明性 ※		
①新たに認定を希望する場合は下記の事項をすべて満たした上で、更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表していること。		
②既に認定を受けている業者が再度優良認定の更新を行う場合は前回の許可日以降において、下記の事項を所定の頻度で更新していることがわかる書類を提出すること。		
(1)～(13) (略)	<input type="checkbox"/>	
3 環境配慮の取組 (略)		
4 電子マニフェスト (略)		
5 財務体質の健全性		
(1)～(9) (略)	<input type="checkbox"/>	
(10) 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であるか。	<input type="checkbox"/>	
(11) 貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。もしくは、前事業年度における営業利益金額等が零を超えているか。	<input type="checkbox"/>	
(12) 損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えているか。	<input type="checkbox"/>	
(13) 静岡県内に申請者が設置している特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要

※ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、当該証明書を
確認すれば足りる。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙9-1

要式第7号（第10条の2関係）

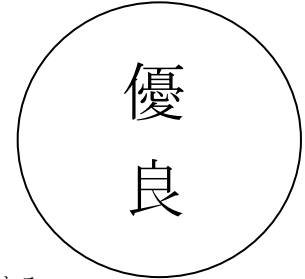
<例1：積替え及び保管行為がない場合>

第02201000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず

以上 7品目

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

対 照 表

改 正 後

別紙 9 - 1

要式第 7 号 (第 10 条の 2 関係)

<例 1 : 積替え及び保管行為がない場合>

第 0 2 2 0 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町 1 番 2 号

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬 (積替え及び保管行為を除く。)

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず

以上 7 品目

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙9-2

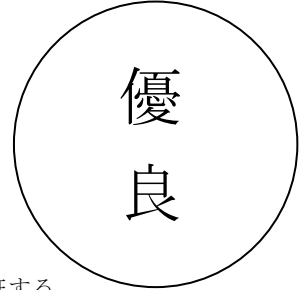
様式第七号（第十条の二関係）

<例2：積替え及び保管行為があり、屋内で保管する場合>

第02211000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（廃自動車に限る。）、金属くず（廃自動車に限る。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃自動車に限る。）

以上 3品目

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可
令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

市名 〇〇市 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

裏面（略）

対 照 表

改 正 後

別紙9-2

様式第七号（第十条の二関係）

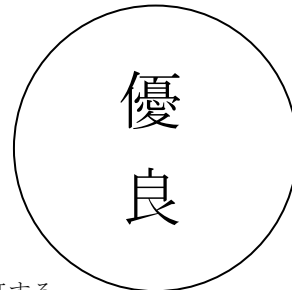
<例2：積替え及び保管行為があり、屋内で保管する場合>

第02211000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（廃自動車に限る。）、金属くず（廃自動車に限る。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃自動車に限る。）

以上 3品目

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

市名 〇〇市

許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

裏面（略）

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙10

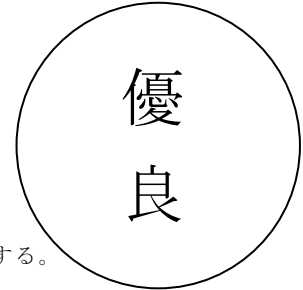
様式第9号（第10条の6関係）

第02221000000号

産 業 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証

住 所 静岡県△△市○○町3番4号

氏 名 株式会社 △△
代表取締役 △△ 孝夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 ○○ ○○ 印

許 可 の 年 月 日 令和○○年○○月○○日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲

中間処分

破碎処分—廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、木くず

焼却処分—紙くず、木くず

2. 事業の用に供する全ての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成○○年○○月○○日 新規許可

令和○○年○○月○○日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

裏面（略）

対 照 表

改 正 後

別紙10

様式第9号(第10条の6関係)

第02221000000号

産 業 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証

住 所 静岡県△△市○○町3番4号

氏 名 株式会社 △△
代表取締役 △△ 孝夫

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 ○○ ○○ 印

許 可 の 年 月 日 令和○○年○○月○○日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲

中間処分

破碎処分—廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、
木くず

焼却処分—紙くず、木くず

2. 事業の用に供する全ての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成○○年○○月○○日 新規許可

令和○○年○○月○○日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

裏面(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

様式第 23 号

誓 約 書

静岡県知事 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10号）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

対 照 表

改 正 後

様式第 23 号

誓 約 書

静岡県知事 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10号）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の19第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）

